

<株式会社東海労金サービス>は 求職者の安心と尊厳を守る ハラスメント対策を徹底しています

「求職者等に対するハラスメント」とは？



就職活動の場面で行われる不適切な言動や行動により
求職者等の就職活動が阻害される行為を指します

<株式会社東海労金サービス> では、以下のハラスメント行為
を禁止しています！

求職者等に対するセクシュアルハラスメント	求職者等に対するパワーハラスメント 
性的な言動や行動により 求職者等の就職活動等を阻害する行為 (例) ◆ 性的な事実関係を尋ねる ◆ 性的な関係を強要する ◆ 必要なく身体に触る ◆ わいせつな図画を流布する ◆ 性的な内容の情報を意図的に流布する	優位な立場を利用した言動や行動により 求職者等の就職活動等を阻害する行為 (例) ◆ 人格を否定するような言動や高圧的な態度 ◆ 不安や恐怖心を与えるような面接 ◆ 他社の内定辞退を強要する ◆ 他社の選考を妨害するために研修等への参加を求める ◆ 性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な発言を行う ◆ 性的指向やジェンダーアイデンティティについて、当該者の了承を得ることなく他者に暴露することまたは開示を強要すること、もしくは禁止すること
妊娠・出産・育児休職等に関する ハラスメントに類する行為	その他不適切な言動
妊娠・出産・育児休職等に関する言動を理由として求職者等を不利益に取扱う (またはその示唆をする) 行為 (例) ◆ 妊娠・出産・育児休職等について質問したことを理由として、採用選考を不利益に取扱う ◆ 採用面接の際に、女性にのみ子供が生まれた場合の就業継続意思を質問する	その他求職等の尊厳や人格を 不当に傷つける行為

**<株式会社東海労金サービス> は、
求職者に対するハラスメントを防止するため
以下の取り組みを行っています！**

1 求職者に対するハラスメントを行ってはならない旨を社内規程に定め、マニュアルを作成し、周知・啓発のための研修を社員に実施します。



2 採用活動に関するルールを以下の通り定め、適切な面接・面談を実施します。

① 連絡方法

＊ 就活生との連絡は、以下の方法を使用します。



- 会社の業務用メールアドレス
- 業務用電話および業務用携帯電話

＊ 以下の方法により連絡することはございません。



- ▼ 社員個人メール
- ▼ 社員個人所有の携帯電話
- ▼ 社員個人の SNS（LINE、Instagram、X（旧 Twitter）、等）
- ▼ OB 訪問アプリ、就活マッチングアプリ

② 面談方法等

場所	以下のいずれかとします。 ◆ 本社オフィス ◆ 会社の出先オフィス
応対	求職者等を含め原則 3 名以上で応対します（1 対 1 の面談は行いません）
時間	平日 8:40～17:00 ※ 対面（オフライン）のみ ※ 求職者等から上記場所以外・時間外での面談希望があり、その場所・時間が適切と判断した場合は応じることにしています。

採用活動のいかなる場面においても、飲酒を伴う会食を一切禁止しています

3 求職者等に対するハラスメントを行った社員に対しては、厳正な対処を行います。

4 相談窓口

就職活動を通じ、ハラスメントにあった、あるいはその疑いがある場合は、以下の相談窓口をご利用ください。

【求職者等に対するハラスメント相談窓口】

株式会社東海労金サービス 総務人事部
〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄一丁目 7 番 12 号
電話 052-243-8884（受付時間：平日 8:40～17:00）
Mail trsservicec@tokai.rokin.or.jp

ご相談に関する秘密保持やご相談者の保護は、徹底して行います。

また、ご相談窓口の利用が採用選考に影響することはありません。